

《入札条件（剪定除草等業務用）》 ※■は、適用を示す。

(1)入札方式	電子入札システム(以下「システム」という。)を使用して入札を行うこと。(事務取扱は、福山市電子入札実施要領(以下「要領」という。)による。)ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い市の承認を得て、書面による入札を行うことができる。
(2)入札保証金	免 除
(3)入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額(落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(4)契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上としその種類は、福山市契約規則に定めたものを落札者が契約を締結する前に納付のこと。ただし、福山市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りでない。
(5)入札書の提出方法について	<p>① 次のとおり取扱うものとする。なお、開札時の立会は、任意とするが当該入札者に関係のない者の立会は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 指定した入札書受付期間(原則、市の休日を除く連続する2日間とする。以下同じ。)にシステムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。</li> <li>▪ 要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印(届出済代理人の場合は受任者印)を押印し、3桁のくじ番号を記載(くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。)した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して契約担当課へ持参のうえ提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 提出者の商号又は名称</li> <li>b 入札書が在中している旨</li> <li>c 当該入札等に係る業務等の名称及び開札日</li> </ul> </li> </ul> <p>② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(6)落札者の決定方法	<p>地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格の設定)により決定する。</p> <p>■ 条件付一般競争入札であるとき 開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査(以下「審査」という。)を行い、資格を有すると認められた場合はその者に落札決定する。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。</p> <p>□ 指名競争入札であるとき 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。</p>
(7)契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。
(8)設計図書等の確認について	本市が指定するURLからダウンロードすること。または、指定する期間内に契約担当課に配付の申込みを行い、データを受領すること。
(9)特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</li> </ul> <p>① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者として入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p>④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</li> </ul> <p>また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果、</p> <p>ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。</p> <p>イ) 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。</p>
(10)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 業務場所、その他必要事項は設計図書等において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。</li> <li>▪ 指名競争入札において、初度の入札でその入札が1であるときは無効とする。</li> </ul>